

令和6年度公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター事業計画書

公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター（以下「県センターという。」）は、本県生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の近代化・合理化を促進するため次の事業を実施し、当該営業に係る施設の衛生水準の確保・向上を図ることにより、利用者又は消費者である県民の利益を擁護し、公衆衛生の向上及び増進や県民生活の安定に寄与します。

I 生活衛生関係営業対策事業

生衛業者及び消費者を対象とした相談指導事業、消費者コールセンター事業、生衛業者を対象とした分野調整等指導事業、後継者育成支援事業などを実施し、生衛業の健全な発展と衛生水準の維持向上及び消費者利益の擁護を図ります。

1 相談指導等事業

生衛業者及び消費者である県民を対象とした相談指導事業の実施体制の充実を図り、生衛業者からの経営に関する相談に専門的な見地から対応し、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的利用を促進するなど、生衛業者の経営基盤整備の推進に繋げるとともに、消費者である県民からの意見が生衛業の経営に反映される体制を構築し、業界の経営健全化やそれに伴う衛生水準の維持向上を図り、消費者である県民が安心して生衛業店舗を利用できるようにします。

(1) 生活衛生営業相談室の運営

県センターに相談室を設置し、生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）を配置し、生衛業者に対して相談指導を行うほか、弁護士・税理士等の外部の専門家を活用した相談を実施します。

ア 窓口相談の実施

県センターに相談室を常時開設し、経営指導員等による経営・税務・金融及び衛生等に関する相談指導を実施するとともに、県センターのホームページや公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）と各都道府県生活衛生営業指導センターを結んだ「生活衛生営業ネットワークシステム」を活用し、事業活動の周知、情報の収集・分析などを行います。

また、エネルギーや物価の高騰、人手不足や後継者問題、事業承継など様々な課題に直面している生衛業者に対し、中小企業診断士等専門家と連携して幅広い相談にワンストップで対応する伴走型支援を行うため、緊急相談窓口を開設します。

イ 地区相談室の開催

栃木県生活衛生同業組合協議会（以下「協議会」という。）支部（11支部）において、支部総会や消費者懇談会、特相員研修会などの機会を捉えて地区生活衛生営業相談室を開設し、経営指導員等による相談指導を行います。

ウ 法律相談の実施

相談指導顧問弁護士の法律事務所（宇都宮市内）において、事前予約により、

随時、法律相談を実施します。

エ 税務相談の実施

相談指導顧問税理士の事務所（宇都宮市内）において、事前予約により、令和7年1月に税務相談（5日間）を実施します。

（２）融資指導等の実施

日本政策金融公庫の生衛業に対する制度融資の利用促進を図るため、相談指導や推薦業務を行います。

ア 融資に関する相談・指導

生衛業者に対し、生活衛生融資制度をPRし融資相談を行うほか、各組合の経営特別相談員や組合事務局職員に対し、借入業務に関して指導・助言を行います。

イ 生活衛生融資の推薦事業（受託事業）

非組合員の生衛業者が500万円以上の設備資金の公庫融資を受けるために必要な県知事推薦について、県センターが受託し推薦事務を行います。

（３）巡回指導事業の実施

経営特別相談員がそれぞれの地区の施設を訪問し、営業形態や衛生管理面の状況等を確認した上で、経営基盤の改善や衛生管理に必要な指導等を行います。

○経営特別相談員 155 名（令和5年度養成講習会修了予定者4名を含む）

○巡回指導件数 1,800 件

（４）生活衛生関係営業再生支援特別研修会の実施

生衛業者が経営に関する専門的な知識を深め、経営基盤の整備に繋げていくことができるようにするため、経営特別相談員及び生衛事業者を対象とした研修会を開催します。

（５）指導員研修事業

経営特別相談員の業務執行の円滑化及び資質の向上を図るため、タイムリーなテーマの講演を実施します。

また、経営特別相談員の専門的知識の習得のため、全国センターからの委託を受け、経営・融資・税務などについて研修を実施します。

○全国センター受託事業 年3回（県央・県北・県南地区）

○自主事業 年1回

（６）消費者コールセンター事業

消費者からの苦情等に適切に対応する方策を検討するとともに、相談窓口として消費者コールセンターを設置し、苦情相談等を通じて消費者ニーズの的確な把握と生衛業の正しい理解を得るための啓発を行います。

ア 検討会の開催

生衛業に関する苦情を収集・分析し対応策を検討するため、学識経験者・生衛業界関係者・消費者団体関係者等からなる検討会を開催します。

イ 苦情相談体制整備及び事例集等の作成

県センター相談室に消費者コールセンターを開設し、関係機関と連携しながら消費者又は利用者からの苦情・要望等の相談に対応するとともに、相談事例や生衛組合等が実施する消費者懇談会等の情報を整理し、各生衛組合や関係機関に情報提供します。

(7) 調査事業（受託事業）

生衛業の現状や景気動向などを把握し行政・金融施策等に反映させるため、全国センターからの委託を受け、生衛業者を対象に調査を実施します。

○生衛業経営状況調査（年4回）

生衛業における月次の経営状況について定期的・定点的に調査し、集計結果について情報提供を行います。

○景気動向等調査（年4回）

生衛業における四半期毎の景気動向等について定点で調査し、集計結果について情報提供を行います。

2 分野調整等指導事業

大企業の進出や過当競争により生じる紛争、それに伴う生衛業の衛生水準の悪化などの弊害等の解決を目指し、地域の事業者の事業活動状況の調査、進出大企業等の事業活動に係る情報の収集・分析などを行います。

ア 事業活動調整員の設置

税理士に事業活動調整員を委嘱し、県内における大企業進出等の状況把握や相談・指導等を行います。

イ 分野調整事業協議会の設置

既存業界との紛争が発生した場合、学識経験者・弁護士・消費者団体代表・税理士等からなる分野調整協議会を速やかに設置・開催し、事業活動に関する情報の収集、状況調査及び紛争についての相談・指導を実施します。

3 後継者育成支援事業

生衛業界の後継者育成を図るため、インターンシップ等事業を実施し、若年者の生衛業に対する職業観の向上及び生衛業への就業を促進します。

ア 後継者育成支援協議会の設置

関係機関・団体及び教育関係者からなる後継者育成支援協議会を設置し、後継者育成支援のための事業計画及び事業結果の検証や、後継者育成に係る課題等の検討を行います。

イ インターンシップ等事業の実施

中高校生を対象にした就業体験学習等を通し、生衛業への関心と就労意欲を高めることにより、後継者の確保対策を推進します。

ウ 県内各種イベントにおける後継者の確保を目的とした生衛業PR資料の配布

イベントの機会を利用して生衛業に関する各種情報を県民に提供し、生衛業に関する県民の理解を深めるとともに、後継者の確保・育成に繋がります。

II 生活衛生営業振興事業

組合の振興計画の着実な推進を図るため、生衛業者の資質向上と、消費者・地域社会それぞれが生衛業との関わりを深めることができる事業を実施します。

1 組合振興計画事業等運営事業

ア 消費者懇談会の開催

消費者ニーズを把握し、生衛業者の経営に生かすことにより、生衛業の振興及び消費者である県民の利益の擁護を図るため、消費者である県民との懇談会を開催します。

イ 経営者等講習会の開催

新しい消費者ニーズに対応し、中小・零細営業の利点を活かし、柔軟で個性豊かな営業の展開とリピーターの確保などを図るため、経営者等を対象とする講習会を開催します。

2 地域ふれあいたすけあい事業

生衛業は県民の日常生活に密着した業態であり、地域社会を支えるものであることから、地域において社会貢献的な事業を実施することにより、地域社会の福祉の増進に繋がります。

ア 推進協議会の開催

生衛業として、どのように少子・高齢化社会へ対応し実践していくかを協議するため、福祉関係団体の代表者を構成員とする推進協議会を開催します。

イ 研修会の開催

生衛業者が地域貢献事業を実施するために必要な知識等を学び、地域の福祉の向上に貢献するため、研修会を開催します。

ウ モデル事業の実施

地域の中で生衛業が貢献できる福祉的モデル事業を実施し、地域住民とのきずな作りを進め、地域社会における生衛業への理解を深めるとともに、リピーターの確保を図ります。

3 生活衛生関係営業組織強化事業

組織体制の整備・強化

生衛組合の基盤である組合員の増加を図るために生衛組合が行う事業を支援するとともに、地域において業種横断的な取組を担う協議会や各生衛組合事務局との連携強化を図ります。

(1) 衛生水準の確保・向上事業の推進

組合活動の活性化や組織基盤の強化等に係る生衛組合の取組を支援するため、全国センター及び県センターが共催者となって次の事業を行います。

- ア 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催
- イ 広報・啓発事業
- ウ 「新規営業許可店舗情報」の整備と生衛組合への情報提供
- エ 県知事等に対する生衛組合・県指導センターへの支援要請
- オ 若手・後継者の人材育成セミナーの開催
- カ その他、組合の基盤強化・活動活性化に資する事業

(2) 各種会議の開催

組合基盤強化・活動活性化を効果的に推進するため、関係機関・団体の参加による連絡会議を開催し連携を強化します。

ア 協議会支部長等合同会議

地域において生営業の振興に取り組む協議会の各支部長・特相員部会長・事務局長等による合同会議を開催します。

○開催回数 年2回

イ 組合事務局長等会議

生活衛生関係営業の業務を円滑に推進するため、組合事務局長等の会議を開催します。

○開催回数 年2回

Ⅲ 標準営業約款登録事業

生衛業者の質の確保並びに利用者又は消費者の選択の利便を図るため、標準営業約款登録を促進するとともに、標準営業約款制度の普及促進を図ります。

ア 標準営業約款登録事業の普及啓発

「標準営業約款普及登録促進月間」において、関係行政機関・団体に対する周知依頼及び一般住民への啓発資材配布等を行い、約款制度の普及及び登録の推進を図ります。

イ 登録・再登録受付事務

理容業、美容業、クリーニング業、めん類業及び一般飲食業に係る新規登録及び再登録の申請等を受け付け、適正に登録を行います。

ウ 標準営業約款審査委員会の設置

学識経験者・業界代表者・消費者代表者を構成員とする標準営業約款審査委員会を設置し、必要に応じ開催して制度の適正な運用を図ります。

IV 普及啓発事業等

生衛業に関する各種情報を生衛業者及び県民に提供し、生衛業者の経営の安定・営業の振興・衛生水準の維持向上、消費者である県民の利益の擁護を図ります。

(1) 広報誌発行事業（受託事業）

組合活動や生衛業に関する情報を共有するため、「生活衛生とちぎ」を発行し、組合員等に配布します。

○発行回数 年4回

(2) 普及啓発事業

生衛業の衛生水準の維持向上と経営の健全化を図るための組合活動等について、県民の理解を深めるためのパンフレット等を作成し、各地のイベントや関係機関・団体等を通じて広く県民に配布します。

V クリーニング師等研修事業（受託事業）

全国センターからの委託を受け、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習を実施します。

なお、コロナ禍での受講機会を確保するため、令和6年度においても1型（通所）に加え2型（通信）も実施します。

○クリーニング師研修 1型3回、2型1回

○クリーニング業務従事者講習 1型3回、2型1回

VI ふれ愛入浴サービス事業

小山市において、高齢者や障がい者を対象としたふれ愛入浴サービス事業を実施します。

ア 無料入浴の提供

県センターが小山市内の公衆浴場に業務を委託し、小山市内に居住する高齢者及び障がい者を対象に、毎月1回、無料の入浴サービスを提供します。

○実施回数 年12回

イ 運営委員会の開催

事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、行政関係者（県南健康福祉センター・小山市）、小山市の福祉団体等代表で構成する運営委員会を開催し、事業実施状況を踏まえ事業の運営や周知方法などについて協議します。

○開催回数 年1回